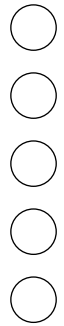


社会保険料(国民年金保険料)控除証明書 令和2年2月発行分(表面)

料金後納郵便

親展



様



大切なお知らせ

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書

国民年金保険料を社会保険料控除として申告(確定申告)する際は、この証明書や領収証書が必要です。大切に保管してください。

差出人 日本年金機構 Japan Pension Service 〒168-8505 東京都杉並区高井戸西三丁目5番24号

宛先不明の場合の返送先、お問い合わせ先

〒

ご本人用(控)

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書(控)

被保険者氏名 様
基礎年金番号

前年(平成31年1月1日から令和元年12月31日まで)に納付されていた国民年金保険料の額は、次のとおりです。

令和元年中の納付済保険料額

(令和元年12月31日現在)

納付済保険料の証明額 円

納付状況の内訳

年	月	納付対象月											
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12

- 「済」は令和元年中に納付された月を示しています。
- 11月分保険料(口座振替の早割の方は12月分保険料)は、翌年の第1営業日が口座振替日のため、翌年分の控除対象です。

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書

被保険者氏名 様
前年(平成31年1月1日から令和元年12月31日まで)に納付されていた国民年金保険料の額は、次のとおりであることを証明いたします。

証明日 令和2年1月1日
歳入徴収官 厚生労働省年金局事業管理課長



令和元年中の納付済保険料額

納付済保険料の証明額 円

納付状況の内訳

年	月	納付対象月											
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12

- 「済」は令和元年中に納付された月を示しています。
- 11月分保険料(口座振替の早割の方は12月分保険料)は、翌年の第1営業日が口座振替日のため、翌年分の控除対象です。

社会保険料控除申告の際はこの印も取り取り取り取り取り取り使用ください

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書 令和2年2月発行分(裏面)

お問い合わせは
『ねんきん加入者ダイヤル』へ



0570-003-004

050から始まる電話でおかけになる場合は(東京)03-6630-2525

<受付時間>

月～金曜日 午前8:30～午後7:00

第2土曜日 午前9:30～午後4:00

* 祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用
いただけません。

○ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は
全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。
ただし、一般の固定電話以外(携帯電話等)からおかけ
になる場合は通常の通話料金がかかります。

○「03-6630-2525」の番号におかけになる場合は、通常
の通話料金になります。

○「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけたり
して間違い電話になっているケースが発生していますので、
おかけ間違いのないようご注意ください。

日本年金機構ホームページにおいて、「控除証明書」等の詳細
な説明を掲載していますのでご参照ください。

<https://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構

検索

「ご案内は内側にあります。」

矢印の方向へゆっくりはがしてご覧ください。

(水に濡れている場合は、よく乾かしてからおはがしください。)

保険料納付は、口座振替が便利でお得！ —安心・簡単・便利・お得な口座振替をおすすめします—

安心 自動引落で納め忘れの心配がありません
簡単 1度の手続でOK 手数料もかかりません
便利 金融機関等に行く手間と時間が省けます
お得 早割・前納を利用してお得な割引

- 口座振替なら、早割が利用できます。
・早割(当月保険料の当月末引落)は、毎月の保険料が
50円割引となります。*

- 口座振替による前納は、もっとお得です。
・保険料を前納されると割引があります。*
- 現金納付による1年度分の前納は 3,500 円の割引
(1年度分の保険料額 196,920円が 193,420 円へ)
- 現金納付による2年度分の前納は 14,520 円の割引
(2年度分の保険料額 395,400円が 380,880 円へ)
- 口座振替による1年度分の前納は 4,130円の割引
(1年度分の保険料額 196,920円が 192,790 円へ)
- 口座振替による2年度分の前納は 15,760 円の割引
(2年度分の保険料額 395,400円が 379,640 円へ)

口座振替による前納のお申し込みは、2月末日が締め
切りです。お早めにお申し込みください。

- 口座振替のお申し込みは年金事務所等です。
・口座振替は、お近くの年金事務所または口座をお持ちの
金融機関でお申し込みができます。
詳細については、年金事務所までお問い合わせください。

※割引額・前納保険料額等は、令和元年度の金額となります。
令和2年度の前納保険料額等については、令和2年2月下旬
に告示される予定です。

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書について

- 国民年金保険料は社会保険料控除の対象です。
・国民年金保険料は、所得税および住民税等の申告において全額が
社会保険料控除の対象です。
 - ご家族の保険料も控除の対象となります。
・生計を一にする配偶者やその他の親族の負担すべき国民年金保
険料を納付された場合には、納付した方の社会保険料控除の
対象とすることができます。
 - 申告の際は納付を証明する書類が必要です。
・国民年金保険料について社会保険料控除の適用を受けるには、
申告書の提出の際に、保険料を納付されたことを証明する書類
(本証明書または領収証書)の添付等が義務付けられています。
- * 令和2年1月1日以降に納付された保険料は、この控除
証明書ではなく、翌年分の控除証明書に記載されます。

2年前納(現金・クレジットカード納付)ができるようになりました!
口座振替に加えて現金・クレジットカード納付についても、割引額
の大きな2年前納をご利用いただけます。詳しくは、日本年金機構
ホームページをご覧ください。

年金制度については、左記のホームページをご覧ください。
また、年金事務所の窓口での年金請求等の相談は、事前の予約
が便利です!